

事業計画記載事項

環境省通知の統一
様式を用いても良い

1 共通事項

- (1) 事業内容（事業の目的、概要、期間等）
- (2) 取り扱う産業廃棄物の種類及び量

2 中間処分の場合

- (1) 処分の方法（保管方法を含む。）
- (2) 処分施設の維持管理計画（技術管理者の設置等）
- (3) 放流水又は排出ガスの検査結果
- (4) 処分したものの処分（再利用）方法の概要
- (5) 廃棄物又は処分したものの検査計画
- (6) 災害防止計画
 - ① 廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項
 - ② 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項
 - ③ 火災の発生の防止に関する事項

3 埋立処分の場合

- (1) 最終処分場の遮断又は遮水の方法
- (2) 埋立処分の方法（保管方法を含む）
- (3) 浸出水の処分方法
- (4) 最終処分場の維持管理計画（技術管理者の設置及び維持管理積立金の算出等）
- (5) 放流水及び周辺の地下水の検査計画
- (6) 廃棄物の検査計画
- (7) 災害防止計画
 - ① 廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項
 - ② 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項
 - ③ 火災の発生の防止に関する事項
 - ④ その他の災害防止に関する事項

※変更申請の場合は、変更部分の変更前・変更後を明示すること。